

## 自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 日野平山台住宅管理組合法人を甲とし、賃借人\_\_\_\_\_を乙とし、甲乙の間に、次のとおり自動車保管場所（以下車庫という）の賃貸借契約を締結します。

第1条 甲はその所有する次に表示の車庫を乙に賃貸し、乙はその所有する自動車の駐車目的をもってこれを賃借します。

車庫の所在地 八王子市大和田1-1-45 根津駐車場

車庫番号 \_\_\_\_\_

登録車種 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

第2条 賃借料は壹ヶ月金13,200円也（壹ヶ月未満の賃借料は日割計算する）とし、乙は毎月27日までに翌月分を甲に支払うものとします。

第3条 契約期間は \_\_\_\_\_年 月 日から \_\_\_\_\_年 月 日までの、壹年間とします。但し、甲より何等の意思表示がない場合には、本契約は期間満了の翌日より更に壹年間更新されるものとし、以後もこの例による。

第4条 乙が次のいずれかに該当したときは、甲は催促をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとします。

1. 賃借料の支払いを怠ったとき。
2. 日野平山台住宅駐車場使用規定に違反したとき。
3. その他、この契約に違反したとき。
4. この契約書の記載内容に虚偽があったとき。

第5条 乙は甲の定めた管理規定（日野平山台住宅駐車場管理規定）に従って車庫を使用しなければならないものとします。また、車庫の清掃は乙の責任とします。

第6条 乙はその代理人、使用人、運転者、同乗者の責に帰すべき事由によって駐車場施設及び他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかにその損害を賠償するものとします。

第7条 甲は車庫に在る乙の自動車について、甲の責任に基づかないで発生したいかなる事故についても、その損害についての責任を負わないものとします。

第8条 乙は、車庫にはいかなる建造物も築造してはならない。

第9条 甲及び乙は、少なくとも貳カ月前の予告をもって、この契約を解除することができるものとします。但し、乙は予告に代え貳カ月分の賃借料相当額を甲に支払って即時に解除できるものとします。

第10条 本契約内容と「日野平山台住宅駐車場使用規定」の内容とのあいだに相違点、矛盾点等が生じた場合には「日野平山台住宅駐車場使用規定」を優先するものとします。但し、この契約は有限会社ミノル興産と日野平山台住宅管理組合法人の賃貸借契約（本契約）に基づく転貸契約であり、1. 契約期間及び更新手続き、2. 車庫証明の有料発行等については（本契約）が優先するものとします。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名押印のうえ、各壹通を所持します。

\_\_\_\_\_年 月 日

賃貸人（甲） 日野平山台住宅管理組合法人 代表理事

\_\_\_\_\_ 号室 \_\_\_\_\_

印

賃借人（乙） 日野市旭が丘6-7-8 日野平山台住宅

\_\_\_\_\_ 号室 \_\_\_\_\_

印